

1

—第1章—

地域福祉活動計画の趣旨

1 地域社会の状況

私たちの国のいたるところで、少子高齢化が進行しています。周南市においても例外ではなく、1993年（平成5年）には15.2%だった高齢化率が、2009年（平成21年）には25.4%にまで上昇し、4人に1人が高齢者というきわめて高齢化の進んだ周南市となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の市区町村別将来推計人口」（2008年推計）によれば、2025年（平成37年）には、周南市の高齢化率は36%になる見込みとなっています。

さらに、市内のひとり暮らし高齢者の数も、2006年（平成18年）の5,247世帯から2011年（平成23年）には5,991世帯と、わずか5年間で約14%も上昇しており、これは、もっとも身近で機能する家族内の支援を受けることのできない人が、年々増加していることを意味するものです。

こうした少子高齢化の進行、核家族化や単身世帯の増加の中で、「ご近所」の人間関係が形成されず、地域の連帯感が希薄化し、地域社会の支え合いが弱まりました。しかも、地域社会における支え合いの弱まりは都市部だけの現象にとどまらず、中山間地においては、若年層を中心とした人口流出により地域社会の構成員が減少し、特に限界集落※をもつ地域では、地域社会の維持さえ難しい状況となっています。

一方では、ライフスタイルや社会との関わり方が多様化し、民生委員などの訪問を頑なに拒絶するひとり暮らしの高齢者が増えており、活動がしにくくなっているといった実態も報告されています。今後私たちのライフスタイルにあった新たな人間関係、地域関係をどのように構築していくか、地域社会で助け合うしくみをどのようにつくっていくか、新たな局面を迎えているように思えます。

こうした地域環境の変化の中、改正介護保険法や障害者自立支援法の施行、後期高齢者医療制度の導入によって、特に高齢者・障がい者※の介護の分野においては、公的な福祉サービスは飛躍的な発展をとげてきたと言えます。しかし同時に、地域においては、公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題や、さまざまな問題を抱えていながら、現行の公的な福祉サービスで定められているサービス給付要件に該当しない「制度の谷間にある人」への対応、あるいは社会的排除や地域の無理解

限界集落

過疎化などで、人口の50%が65歳以上の高齢者になり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落。

障がい

障がいのある人を取り巻く問題は多様であるが、本人やその家族の努力だけでなく、むしろ社会のあり方によって解決が促されていくものと考えられる。今日、障がいを個性の一部として積極的にとらえ、「害」の文字が与える負のイメージを払拭したいとの思いから、「障害者」を「障がい者」と表記する動きが、団体や自治体などで着実に広がっている。この計画書においても、社会に対する問題提起の意味を込め、法律名・団体名・固有名を除き「障がい」と表記する。

から生まれる問題などが、かえってクローズアップされることになりました。

たとえば、電球の交換やゴミ出しを頼める人がいない、買い物には行けても買った物を持って歩けない、ひとり暮らしが寂しい、話し相手がいないといった孤独に関する問題、被害の自覚なく不要なものを購入させられ続ける悪質商法の被害、子育てへの不安や子どもの遊び場の確保、孤立死や虐待、ドメスティックバイオレンス※などの深刻な問題、家族や友人など身近な人による支えが期待できない状態にある人々への対応、災害時に身体が不自由な人や幼児のいる家庭の避難に対応できるかなど、地域の中にはさまざまな課題が山積しています。

ドメスティックバイオレンス
DV。家庭内暴力と訳されるが、一般的には親しい間柄における男性から女性への暴力をいう。

このような地域社会が抱える生活課題に対応するために、厚生労働省は「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」を発足させ、『地域における「新たな支え合い」を求めて～住民と行政の協働による新しい福祉～』（平成20年3月31日）を発表し、今後の地域福祉のありようを示しています。この報告書の中で、「新たな支え合い」について次のように述べています。

「公的な福祉サービスにあたるものは質・量ともにある程度整備されている」としたうえで、しかし「制度の谷間」にあって、公的には対応できない問題があると認識するとともに、また、住民のニーズは多様であり、「そのすべてに公的な福祉サービスで対応することは不可能、かつ不適切」であるという見方を示しています。

具体的には、「ひとり暮らし高齢者などでゴミ出しや電球の交換のような軽易な手助けが必要な世帯」については「共助」でサポートできるのではないか。「観劇や墓参の付き添いなど」を希望する人に公的サービスで対応することは公平・平等の観点から適切とは言えないが「共助」でならサポートできるのではないか。「孤立死のリスクのある人」への対応は、見守りなど地域住民の日常からの関わりが必要であることから「共助」でできることが少なくないのではないか。さらに、児童虐待、高齢者虐待への対応や支援については、地域住民からの情報提供と見守りが不可欠ではないか、などといった方向性を示しています。

地域で発生する生活課題に対し、公的な福祉サービスだけでは対応することができないことが明らかになってきた今日、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域社会にするために、基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスで対応する、という原則を踏まえつつ、地域住民が主体的に参加し支え合う、地域における「新たな支え合い」の活動に、大きな期待が寄せられているのです。



絆Point★

少子高齢化、核家族化、
ライフスタイルの変化、単身世帯の増加で、
地域の中に、さまざまな福祉課題が山積。

⇒地域で、「新たな支え合い」の活動が必要!!

2 地域福祉活動計画とは

誰もが自分らしく安心して暮らせる地域社会にするために、もはや行政施策だけでその実現が困難とわかった今日、住民と行政が、共に自治を担う主体として、協働して取り組んでいくことが必要になってきました。

期待されている「新たな支え合い」とは、住民が支え合いの担い手として主体的、意図的に参加しようとの合意を地域の中に形成し、地域の福祉課題の解決のために、さまざまな人や関係機関・団体とが協力しながら、協働の福祉活動を起こしていくということです。住民主体、住民参加は、地域福祉推進にあたっての大きな条件のひとつです。今後の地域福祉推進の根源的な推進力となるのは地域住民であり、その意識と行動がその地域の福祉力を決定づけるものと考えられます。

さらには、社会福祉施設、医療・教育関係団体、NPO・ボランティアグループ、福祉サービス事業者、企業なども合わせて、各々の責任と役割を果たしつつ、協力し合って広がりのある活動ができるしくみづくりが必要です。これからは、日本の社会福祉の歩み方として、そして周南の歩み方として、住民と行政、そして関係機関・団体の協働による福祉活動をすすめていかなければなりません。

すなわち、地域福祉活動計画とは、こうした福祉活動への住民参加の提案とその条件整備、さらには住民と行政、多様な福祉活動を行う団体などを含めた協働による福祉活動のすすめ方に関する計画であり、その福祉活動の実践によって、家庭や地域の中で、その人らしく安心して生活がおくれる福祉のまちづくりの実現を目指すものです。そして、地域福祉を推進するために、住民や自治会、福祉活動をする人、福祉サービス提供事業者、社会福祉協議会、市などが協働して、また福祉分野だけでなく保健、医療、生涯学習などの関連分野とも連携を図ったうえで、共通した方針を持って計画的に活動していくための道標^{みちしるべ}になることを目的としています。



絆Point★

地域福祉活動計画とは…

- ◎住民主体・住民参加による活動と、その条件整備の計画
- ◎協働による福祉活動のすすめ方に関する計画

3 地域福祉活動計画づくりの作業

(1) 活動計画づくりの組織

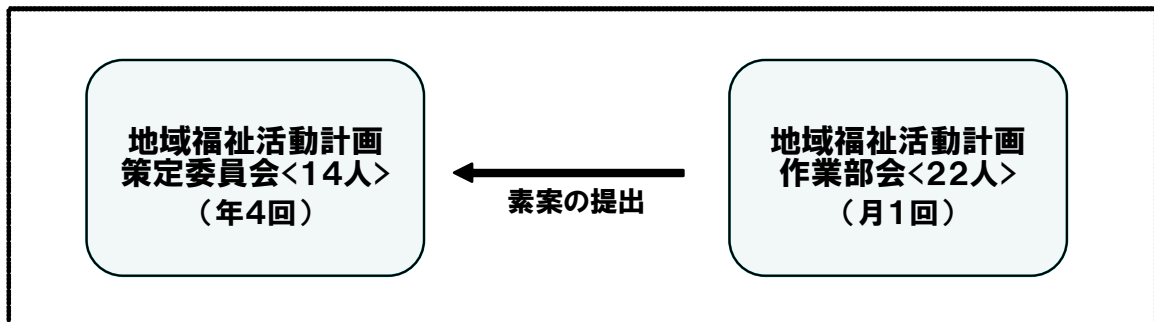
地域福祉活動計画は、市民参画のもとに作り上げています。

① 地域福祉活動計画策定委員会

学識経験者、行政・地域組織・ボランティア団体・福祉事業者・当事者団体の代表者、公募委員など、14人で構成する策定委員会を設置し、4回にわたって計画案の審議を重ねました。

② 作業部会

地域福祉活動計画策定委員会が求める調査研究、及び計画の素案づくりのために、学識経験者、行政・地域組織・ボランティア団体・福祉事業者・当事者団体の代表者、学生、市社会福祉協議会職員など、22人で構成する作業部会を設置し、8回にわたるワークショップ形式による協議を重ね、そこで出た意見を計画原案に反映させました。



さらに、市社会福祉協議会の理事・評議員、各種イベント開催時の参加者から意見を募るほか、社協だよりで計画の概要を周知するとともに市社会福祉協議会ホームページで計画案を公開し、地域福祉活動に関するアイデアを幅広く募集して計画の中に取り入れました。

(2) 周南市地域福祉計画との連携

周南市においては、平成23年3月に、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための行政計画、「周南市地域福祉計画」がつけられました。

市町村がつくる地域福祉計画は、法律上、地方自治法第2条第4項の定めによる市町村の基本構想を地域福祉の領域から補完するものとして、社会福祉法第107条に基づいてつくられる計画で、公的責任を伴うものです。

市町村地域福祉計画では、地域福祉の推進に関する事項として、

- ① 福祉サービスの適切な利用の推進
- ② 社会福祉を目的とする事業の健全な発達
- ③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進

社会福祉法

2000年6月施行。従来は社会福祉事業法と呼ばれていたが、社会福祉基礎構造改革を受け、大幅に変更された。理念として、地域福祉の推進、福祉サービス利用者の利益の保護などを掲げている。

といった事項を一体的に定めることとされています。

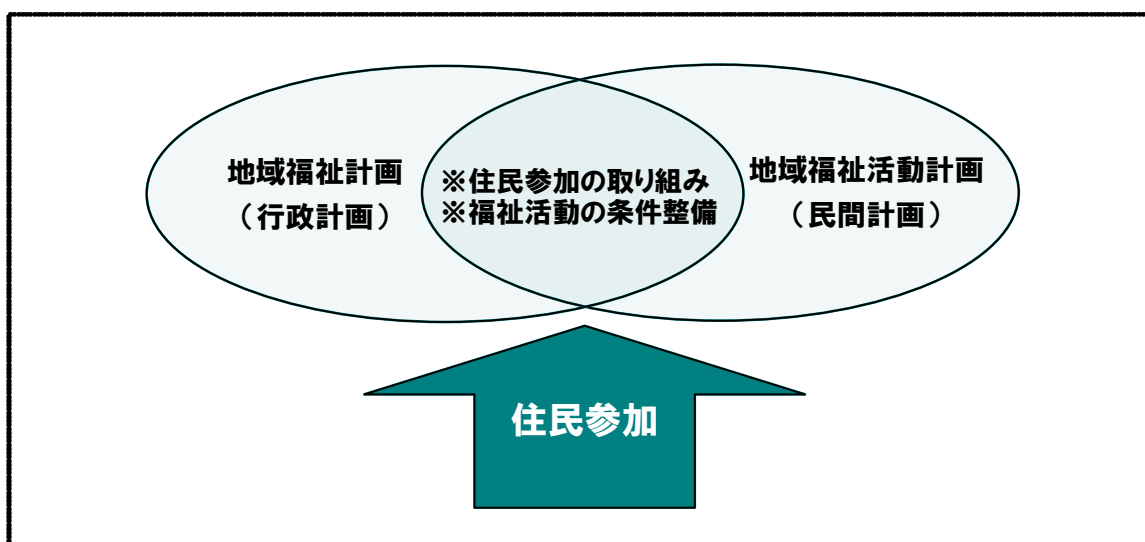
このことからわかるように、市町村が行政計画のひとつとしてつくる地域福祉計画は、住民主体・住民参加による協働の福祉活動を提案する地域福祉活動計画と密接な関連があります。

特に今回の「周南市地域福祉計画」では、地域福祉を推進するうえでの住民の役割について、かなり詳細な活動部分にまで踏み込んで提言されています。このことは、住民の活動があってこそ地域福祉が実現されるとの認識であり、換言すれば、自治体の責任として地域福祉を進めるうえで、住民主体・住民参加を基調として進めていく、公民協働で推進するとの決意の表れと理解できます。

一方、地域福祉活動計画は、まさしく住民主体・住民参加による活動と、その条件整備の計画であり、協働による福祉活動のすすめ方に関する計画です。

話を整理しておきましょう。市は、「周南市地域福祉計画」で、地域福祉推進のための住民の役割を提案し、そのための支援のあり様を明らかにしました。そして、地域福祉活動計画が、その住民参加による福祉活動の具体的な取り組み、及びその条件整備を促していきます。つまり、この2つの計画が相互に補完・補強し合いながら地域福祉が推進されていくこととなります。

市と社会福祉協議会、住民、関係機関などが連携して、こうした協働の地域福祉を構築することが、今日の時代において求められています。そしてこのことによって、行政依存を克服する協働型の地域福祉が、周南市に実現することとなります。



(3) 活動計画づくりを社会福祉協議会が中心となつてすすめる^{わけ}理由

そもそも、地域福祉活動計画の策定と推進の中心的な役割を、なぜ民間団体（社会福祉法人）のひとつである社会福祉協議会が担うことになるのでしょうか。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、原則として1市町村の区域内において1つ設置され、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であると定められ、また団体の構成要件についても、社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を

行う者が参加するものとされています。

さらに、市町村社会福祉協議会の事業として、

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、助成などが定められています。

特に、「福祉活動への住民の参加のための援助」については、社会福祉協議会の創始※以来、永年にわたって実践してきた社会福祉協議会のアイデンティティの部分です。

社会福祉協議会が目指してきたのは、住民みずからが生活上の課題を明らかにし、組織をつくり、協議の場を設け、資源を開発して、力を合わせて福祉課題を解決していこうとする住民主体の福祉のまちづくりの実現です。そのために、社会福祉協議会は、コミュニティワーク※の手法を用いながら、住民の活動を側面から支援する活動を今日まで続けてきました。

すなわち、地域住民の地域福祉への関心や意識を高め、地域住民や諸団体の協力や参加、協働による多様な福祉活動や福祉サービスの推進を図ることが、地域福祉推進の中核的団体としての社会福祉協議会の大きな使命なのです。

さらに、介護保険制度創設以後、多様なサービス提供主体の参入により競争の概念が浸透しつつある今日の福祉業界にあって、その関係機関を調整し、共通の目標のために地域や事業所の力を結集して問題解決を図れる稀有な機関として、大きな期待をされているところです。

こうしたことをふまえて、市町村社会福祉協議会が地域福祉活動計画づくりを中心的に担うことがもっとも適切であるとされ、全国的に取り組まれているのです。

社会福祉協議会の創始

社会福祉事業法(現・社会福祉法)に基づいて1951年(昭和26年)に中央(現・全国社会福祉協議会)及び都道府県に、その後順次市町村の社会福祉協議会が設立されていた。

コミュニティワーク

一定の地域社会で生じる地域住民の福祉課題を、地域社会みずからが主体的・組織的・計画的に解決していけるよう、専門職が側面的援助を行う過程及びその方法・技術をさす。

2

—第2章—

地域福祉活動計画の**基本事項**

1 前計画の総括

地域福祉活動計画の第1次計画（平成19～23年度）について、周南市社会福祉協議会において検証を試みました。達成できたこと、いまだ継続中のこと、手付かずで置かれたこと、各活動・事業で進捗や達成状況はさまざまでした。その検証と評価を、簡潔に総括します。

(1) 地域の福祉力の向上

市内全域に地区社会福祉協議会が設置され、地域におけるニーズ把握や情報提供活動、見守り活動やサロン活動をはじめ、地域の実情に合った多様な福祉活動が展開されるなど、地域の福祉力は格段に向上したと言えます。

地域で大きな動きがあった一方、その分、地域間の格差も見られるようになりました。さらには、障がいのある人たちと地域との関わりについては、未着手の地域も多々あります。均衡ある福祉活動の推進を図っていくほか、先進事例を周知しながら、地域住民による福祉活動を全市域に広げていきたいものです。

(2) 機関間ネットワーク化

地域福祉活動計画で意図したプランのうち、もっとも実現しなかったことのひとつに、専門機関間のネットワーク化があげられます。特に、大きな期待がかかった「プラットフォーム型の福祉活動※」（※今日で言う「協働型地域福祉活動」）にほとんど踏み込めなかったように、連携・協働の福祉活動が広がりませんでした。

どの機関がそうしたネットワーク化を仕掛けていくかが明確にされなかったことが、ひとつの要因でしょうが、「機関」の有力候補のひとつとして、周南市社会福祉協議会があげられるのは明らかです。今後はこうした福祉活動への仕掛けが望まれます。

プラットフォーム

駅のプラットフォームのように、そのまわりの部分よりも高くなった水平で平らな場所を指す英語から転用され、ここにいうプラットフォームは、ある目標に向かって研究・開発・事業化を協働で推進していくために、地域に存在する各種の社会資源やサービス提供機関を、中核的機関を中心にネットワーク化した合弁的組織をさす。

(3) 新しい福祉サービスの開発

踏み込めなかったと言えば、新しい福祉サービスの開発もそうです。地域福祉活動計画であげられた福祉サービスの提案の多くが、周南市社会福祉協議会において実現化されていません。地域の福祉課題の中で、地域のたすけ合い活動やボランティア活動の領域を超える福祉ニーズを

把握、精査し、先駆的にその解決活動に着手することは、社会福祉協議会の使命のひとつであったはずですが。今一度、社協活動の原点を問い直し、新しい福祉サービスの開発、新しい福祉活動の企画が期待されます。

(4) ボランティアセンターの機能強化

「地縁型」と呼ばれる地域ボランティアは増えてきたように思われますが、いわゆる「テーマ型」の福祉ボランティアグループの誕生は、ごくわずかに留まりました。周南市社会福祉協議会において、近年「ボランティア講座」の開催が希薄なこともその要因のひとつではないでしょうか。また、企業や労働組合関係とのつながりが弱く、ボランティア同士の連携も活発ではないほか、ニーズの把握もできていない現状です。ボランティアセンターの機能の強化が望まれます。

(5) 地域福祉活動計画の管理

地域福祉活動計画が、周南市社会福祉協議会の事業にどのように反映されたか、また、地域や民間の活動にどのように活用されたかが見えないばかりか、その進捗状況が管理された形跡がありません。地域福祉活動計画の周知活動が疎かになってしまったこと、新規事業・受託事業を抱え込みすぎて地域福祉活動計画に立脚する余裕がなくなってしまったことなどが、大きな反省点としてあげられます。

以上の総括から、第1次計画において未達成・未完成の計画項目については、第2次計画期間で継続して取り組んでいくことを基本とします。

なお、検証結果の詳細については、巻末【資料編】で明らかにします。

2 計画の基本理念

私たちの国は、急速な経済発展を遂げる一方で、少子高齢化、核家族化、ひとり世帯の増加などを背景として、地縁や血縁といった伝統的なつながりが弱まっていきました。こうした中で、地域での人と人とのつながり、地域への帰属意識が低下し、地域社会の脆弱化が進みました。「無縁社会※」、「関係性喪失の時代」と呼ばれる理由がそこにあります。そして実は、今日の福祉課題の多くが、つながりの喪失、社会的孤立といったところから生まれています。

無縁社会

人と人との関係が希薄となりつつある日本の社会の一面を言いあらわしたもの。NHKにより制作・放送されたテレビ番組による造語。

しかし、地域は人々が暮らす場であり、子育てや青少年の育成、防災や防犯、高齢者や障がいのある人の支援、健康づくり、そして人々の社会貢献や自己実現など、さまざまな活動の基本となる場所です。だからこそ、地域住民相互の交流や支え合いに期待するところは、とても大きなものがあります。

2011年(平成23年)3月11日、私たち日本は、未曾有の巨大地震を経験しました。一瞬にして「日常の暮らし」が失われました。2万人に迫る死者・不明者の方々には、衷心より痛惜の念を禁じ得ません。

しかし、多くの方々が、共に声をかけ合い、共に手を取り合って避難され、命を取り留められました。ご近所の人のことを家族と同様に心配する人がいたこと、自分のことを気にかけてくれる人がいたことに気づかれ、普段は意識せずともそこで暮らしている地域の一員であったことを、助かった人の誰もが認識されました。

自分の家族だけでなく、ご近所付き合い、人と人とのつながりも含めて、「日常の暮らし」と言えるのではないのでしょうか。そしてそこには、普段は目には見えない、口には出さない大切な「絆」というものが背景にあるようです。私たち人間は誰も、ひとりで生きられるものではなく、人と人との「絆」の中でこそ「日常の暮らし」が営めることを再認識しました。私たちは、こうした気づきを財産として、後世に残していかなければなりません。

世帯が小規模化し、ライフスタイルが多様化している今日にあって、昔の伝統的な共同体がもっていた強制感・義務感を伴う「地域の掟」といったようなものを当てはめることは、決して適切ではないでしょう。現代を生きる人々の気質や地域の風土に合う、ゆるやかで、しかししなやかな、かつ強固な地域のありようが求められているように思われます。

そうであるなら、まずは、隣近所のふれあい活動から始めていき、おたがいに心と心を通わせ、助け合い、支え合っていくことのできるつながりを、意図的に地域社会の中につくっていくことができないものなのでしょうか。今日期待されている「新たな支え合い」とは、こうした住民の意図的なつながり合いによる支え合い活動に他ありません。

そして、このつながり合う力が強くなれば、それはいつの日にか強い「絆」となります。そうした強い「絆」の中で、住民と行政、専門機関や各種団体などが協働していくことで、「福祉のまち・周南」を築いていきたいと願うのです。

こうした観点から、地域福祉活動計画の理念を、「つながろう、周南。」とし、この計画のサブタイトルを、「絆プランしゅうなん」と称します。

つながりましょう。周南を、「無縁社会」などと決して呼ばせないために。

3 計画の基本方針

先に述べたとおり、周南市において平成23年3月、「周南市地域福祉計画」がつくられました。行政がつくる「地域福祉計画」は、その自治体の福祉のまちづくりに関するマスタープラン（基本構想）です。そしてまた、今回の「周南市地域福祉計画」では、地域福祉を推進するうえでの住民の役割について、かなり詳細な活動部分にまで踏み込んで提言され、住民の活動に大きな期待を寄せる提案になっています。

そうしたことから、この地域福祉活動計画は、「周南市地域福祉計画」で提案された『地域住民・団体の取り組み』（41項目の提案）をベースとして、その具体的な福祉活動、及び住民参加を促す、あるいは活動を展開するための条件整備を提案することからはじめ、それとともに、住民感覚にあふれた、あるいは今後の地域福祉を推進するために必要な活動を提案することとしました。

したがって、どちらかと言えば、住民の参画を得て行う周南市社会福祉協議会の事業計画、強化計画といった側面も強くあった前回の計画（第1次）と比べると、この第2次計画は住民などの主体性・自主性をより重視した計画としています。



絆Point★

地域福祉活動計画は…

- ◎「地域福祉計画」で示す住民活動を、具体的に表わします。
- ◎住民参加、活動展開のための条件整備を明らかにします。
- ◎住民の視点からの活動を提案します。

4 計画の基本目標

地域福祉活動計画の理念と基本方針に基づき、「周南市地域福祉計画」が示す基本目標に沿うとともに、独自の目標（基本目標5及び6）を加え、計画の基本目標とします。

- ◎基本目標1 ふれあい・支え合いのあるまちづくり
- ◎基本目標2 利用者本位のサービスが受けられるまちづくり
- ◎基本目標3 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり
- ◎基本目標4 安心・安全に暮らせるまちづくり
- ◎基本目標5 つながりを実感できるまちづくり
- ◎基本目標6 みんなで協働ができるまちづくり

5 計画の体系

基本理念

基本目標

基本目標達成のための活動

つながろう、周南。

1 ふれあい・支え合いのあるまちづくり

- (1) 地域意識の醸成と地域福祉意識の啓発
- (2) 地域における交流・ふれあいの促進
- (3) 地域における支え合いのしくみづくり
- (4) 心のバリアフリー・多様性の理解の促進
- (5) ボランティア活動の促進
- (6) 地域における子育て支援の促進

2 利用者本位のサービスが受けられるまちづくり

- (1) きめ細かな情報提供・相談支援体制づくり
- (2) 地域のニーズに対応したサービス基盤の整備
- (3) 適切なサービス利用の促進

3 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

- (1) 地域における健康づくり・介護予防の促進
- (2) 障がいのある人などに対する就労支援
- (3) 生きがい活動の促進

4 安心・安全に暮らせるまちづくり

- (1) 高齢者孤立対策の推進
- (2) 緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり
- (3) 地域における防犯活動の促進
- (4) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり
- (5) 交通弱者に対する支援

5 つながりを実感できるまちづくり

- (1) 地域におけるつながりの構築
- (2) 当事者同士のつながりづくり

6 みんなで協働ができるまちづくり

- (1) 協働の意識の啓発
- (2) 専門職・団体との連携、協働の促進

6 計画の期間

この計画は、平成24年度から平成28年度までの5カ年計画とします。

また、地域福祉活動計画と「周南市地域福祉計画」とは密接に関連しているため、今後、計画期間の調整について、次期活動計画づくりに向けて、周南市と協議していきます。

| 各計画 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| (社協)地域福祉活動計画 | | | | | | |
| (市)地域福祉計画 | | | | | | |



4

—第4章—

地域福祉活動計画の**実現**のために

1 計画内容の周知

地域福祉活動計画は、住民主体・住民参加をベースとして、住民、行政、地域で福祉活動を行っている関係者、関係機関・団体、福祉サービス提供事業所、企業などによる協働活動に関する計画です。住民をはじめとする関係者にこの計画の趣旨が届かない限り地域福祉の進展はなく、周知活動はまさに成否の鍵を握ります。

あらゆる機会をとらえ、この計画書に示す提案に対する理解と賛同を得て、協働を促していくことが出発点となります。

(1) 計画書及びそのダイジェスト版による普及

関係者に地域福祉活動計画の本冊子を配布するほか、計画の概要をまとめたダイジェスト版の作成、広報紙「社協だより」、ホームページなどを通じ、すべての市民に計画の周知を図るよう努めます。

(2) 各地域での説明会・学習会の実施

地域福祉活動計画づくりに関わった策定委員会委員、作業部会部会員、市社会福祉協議会職員などが講師となり、地区社会福祉協議会役員や民生委員、福祉員などを対象に、説明会・学習会を地区社会福祉協議会単位に開催し、計画内容を浸透させていきます。

また、自治会やコミュニティをはじめとする地域団体の場に積極的に出向き、具体的な活動事例などを紹介し情報の共有化を図ります。さらに、団体、小グループなどに対しても「出前講座」を行います。

(3) 関係機関・団体、企業などへの説明と支援や協力・協働の申し入れ

市社会福祉協議会の役員が中心となって、関係機関・団体、企業などに、地域福祉推進の一員としてさまざまな事業への参加を促すために、情報の提供を行います。

このほか、あらゆる各種講座やイベントなどの事業をとおして、本計画の普及啓発を図ります。



絆Point★

地域福祉活動計画の内容を、
一人でも多くの人に知ってもらわなくっちゃ!!

2 関係機関等との連携・協働

(1) 地区社会福祉協議会との連携

地域福祉の推進は、福祉の観点からの地域づくりに他なりませんし、地域福祉の推進が福祉コミュニティづくりにつながるものと考えられます。そのためには、まず、地区社会福祉協議会との連携が必要不可欠です。

各地区の社会福祉協議会は、その地区で活動するさまざまな団体で組織されています。地区社会福祉協議会が「福祉のまちづくり計画※」に基づいて行うさまざまな事業について、市社会福祉協議会、及び市・関係機関は、常に事業実施状況について情報を共有し合い、地域福祉活動計画や「周南市地域福祉計画」との整合性を確認し、地域福祉の一体的な推進を図ります。

地域自治の推進が地域福祉の充実につながり、多様な主体が協働することで、地域における「新たな支え合い」のしくみが実現していくものと考えます。

福祉のまちづくり計画
地域における地域福祉推進のための活動計画。市内全31地区の地区社会福祉協議会で、計画づくりがすすんでいる。

(2) 行政(市)との連携

地域福祉活動計画は、地域において、住民・民間レベルで「新たな支え合い」が広がっていくことを目指すものですが、市の役割を欠かすことはできません。

近年の福祉制度の改革により、福祉サービスの提供については市中心主義が確立し、また、介護保険制度では保険者として運営に責任を負うようになるなど、市の役割は一層高まっています。市は、住民の福祉に責任を負う主体として、制度として位置づけられた公的な福祉サービスを適切に提供するとともに、市場による福祉サービス、住民などによって行われる地域福祉活動などを絡め合わせながら、住民が地域でその人らしく安心して暮らし続けられるように、市全体の福祉施策を展開しています。

特に、地域における「新たな支え合い」をつくっていく地域福祉活動は、住民（民間活動）と行政との協働のもとに行われるものであり、第3章で示してきたように、協働の相手方として、市には次のような期待が寄せられていることが明らかとなりました。

ア 情報の提供・共有

住民が参加し、適切な地域福祉活動が行われるためには、福祉サービスについての情報や、市行政についての情報を得ていることが必要です。地域福祉活動を行う住民に対し、市から地域の生活課題や福祉に関する情報を提供するためのしくみづくりが急がれます。

さらに、地域における生活課題を発見し、解決につなげていくには、関係者による情報の共有が不可欠になります。専門的な対応を要する事例を公的な福祉サービスにつなぐために情報共有が必要であることはもちろん、災害時の対応においても、地域の要支援者情報の共有が進んでいるかどうかは、安否確認や避難支援の成否の大きな鍵を握るでしょう。

平成17年に施行された個人情報保護法をめぐって、関係機関に対する情報提供の抑制などがみられる傾向にあります。市は、個人情報保護法のルールに則って判断し、地域福祉の推進に必要な個人情報を、弾力的に関係機関と共有するしくみを構築する必要があります。

イ 活動拠点への支援

住民による地域福祉活動が継続的に展開されるには、活動の拠点となる場所が不可欠です。これにより、

- ・住民が気軽に集まることができるようになり、協議や情報の共有がすすむ。
- ・サロンや会食会などの具体的な活動に着手しやすい。
- ・連絡先を明示できることで相談が受けやすくなり、住民と関係機関など、関係者間の連携がすすむ。

といった効果が出てきます。

特に、地区社会福祉協議会においては、専用の活動拠点がほしい旨の要望が多く、公民館、自治会館、空き店舗、空き家、廃校・休校となった建物や空き教室などの学校施設など、市の斡旋・調整に大きな期待が寄せられています。

ウ 困難事例への協働

住民による地域福祉活動を行っている時、時には住民では対応できないような、困難で複雑な事例に出会うことがあります。専門的な支援を必要とする困難な事例に対応するのも市の役割であり、そのような事例が適切な福祉サービスにつながるよう、事例が円滑なルートで市へもたらされるしくみを整備する必要があります。

その際、地域における多様な生活課題に応えるために、地域生活の視点に基づいて公的な福祉サービスを見直したり、弾力的に運用したりして、住民の地域福祉活動と公的な福祉サービスとのつながりを良くしていくことも重要になります。

エ コーディネーターに対する支援

地域福祉活動は、地域のさまざまな住民・団体間で行われる活動です。そこでは、住民間やさまざまな関係者とのネットワークをつくったり、地域の福祉課題を解決するために新たな資源の開発をすすめたりする必要があります。活動自体は住民の自発的な行為であるとしても、これらの活動が疲弊することなく継続できるように、地域福祉活動を推進・調整するコーディネーターが一定の圏域に求められます。

地域福祉推進の中核的な役割を担う市社会福祉協議会の職員が、そのコーディネーター役の一翼を果たすのはもちろんですが、地域の中にコーディネーターがいれば、より円滑に地域福祉活動をすすめることができるでしょう。そして、こうしたコーディネーターは、住民による「新たな支え合い」を推進していくための基盤のひとつであり、市にはその確保を支援することを期待します。

オ 総合的なコミュニティ施策の必要性

これまで述べたように、地域福祉活動をすすめるにあたっては、従来の福祉の枠に限らない、地域の多様な福祉課題に取り組むことになります。したがって、このような課題に対応するためには、防災や防犯、教育や文化、スポーツ、就労、公共交通やまちづくり、建設など、幅広い視点で取り組む必要があります。

住民の地域福祉活動を促進するために、市にあっても、地域で発見された生活課題、福祉

課題全般を受け止めることのできる総合的なコミュニティ施策が必要であると考えられます。



絆Point★

市は、地域福祉活動推進のパートナー

- ◎必要な情報の提供・共有
- ◎活動拠点の斡旋・調整
- ◎困難事例への対応
- ◎福祉サービスの弾力的な運用
- ◎コーディネーターの確保
- ◎総合的なコミュニティ施策の推進

(3) 社会福祉法人、医療機関、NPO、ボランティア組織などとの連携

介護保険や自立支援法による事業など公的な福祉サービスについては、社会福祉法人、医療機関、民間企業などが中心的な役割を担っています。さらに、支援が必要な人々の状態や意思に合わせて適切な支援が行えるよう、NPOやボランティア団体などによって、各種のサービスが実施されています。周南において、社会資源は決して少なくはありません。

既に述べたように、多様なサービス提供主体の参入によって競争の概念が浸透してきた福祉業界にあって、そうした関係機関の利害を調整し、共通の目標のために地域や事業所の力を結集して問題解決を図れる稀有な機関として、社会福祉協議会には大きな期待が寄せられるところです。

周南市社会福祉協議会は、これらの多様な保健・福祉サービス事業などの各主体と連携し、それぞれの得意分野を生かしながら、地域の多様なニーズや福祉課題に応えるさまざまな活動・事業を協働で開発・創設する体制（協働型地域福祉活動）について、協議・調整をすすめる必要があります。

あわせて、福祉・保健などに関する相談やボランティアなどの人材育成、新しいサービスの開発をはじめさまざまな場面で、地域の住民や関係団体、福祉サービス事業者、市などが協働するしくみを確立するために、より一層の連携の強化が重要です。

事例

「周南西部ケアマネ・介護サービス事業所会議」による 地域の介護情報誌『らいふ』の発行【協働型地域福祉活動】

★周南西部地域にある介護サービス事業所とケアマネジャーが相互に連携を取りながら情報を交換したり、合同で勉強会を行っている「周南西部ケアマネ・介護サービス事業所会議」が、地域の介護情報誌『らいふ』（A4版32ページ）第2号を取りまとめました。周南西部の高齢者にやさしいお店をピックアップして紹介した第1号に続き、今回は、介護に関する相談窓口と介護サービス事業所の情報を満載。専門職の協働により、地域の安心情報を届けました。



3 計画の進行管理

(1) 進行管理の確立

地域福祉活動計画の進行管理については、前回計画（第1次）策定後、もっとも怠ってしまった部分のひとつです。そのしくみをつくることができなかったことが、原因と考えられます。

そうした反省をふまえ、今回の地域福祉活動計画で提案する地域福祉活動の進行状況の確認・評価を適切に行うしくみをつくりまします。そして、計画、実施、評価などの情報をわかりやすく公表します。

さらに、地域福祉活動には前進や停滞やつまずき、あるいは予期せぬ環境の変化などがあり、振り返る作業が必要となるでしょう。柔軟に計画の見直しを行うとともに、第3次計画の策定に向けて、市とともに検討を始めます。

(2) 周南市社会福祉協議会の体制強化

社会福祉協議会は、地域の福祉課題を明らかにして、それを住民と共有しながら関係機関・団体・福祉施設などと協働し、課題解決のための体制をつくり実践していくことを使命としています。ここに、地域福祉活動計画が策定されました。この計画の中で、周南市社会福祉協議会が果たすべき役割はきわめて大きく、かつ重要です。周南市社会福祉協議会は、計画の実現に向けた^{かなめ}要として、その体制の強化を図ることが必要です。

ア 社会福祉協議会の組織体制

周南は、市内すべての地域に地区社会福祉協議会が設置され、豊かな地域福祉活動の推進を可能とする、県内でも屈指の推進母体をもっています。これについては、周南市社会福祉協議会による永年の努力の賜物であり、高く評価できることのひとつです。

一方、「テーマ型」のボランティア・市民活動についても、地域のいたるところで多様な活動が展開されていますが、そうしたボランティア・市民活動団体と密接な連携が取れ、広く周南の地域福祉向上のために同じベクトル上で協働できているかと言えば、決してそうした現状にはないようです。また、新しいボランティアが年々増えているわけでもありません。

さらに、第2章「前計画の総括」でふれたとおり、地域の生活課題の把握、及び新しい福祉サービスの開発については、昨今顕著な取り組みがみられず、地域住民の具体的なニーズには十分応えきれていない傾向があります。こうしたことの原因として、

- ①介護保険事業や指定管理施設の運営をはじめとする「事業型社協」への偏重
 - ②上記事業と地域福祉事業との連携、関連づけの無さ
 - ③日々の定型化した業務におわれているがゆえの余裕の無さ
- といったことがあげられます。

いずれにしても、生活課題をもつ人や地域福祉活動者の声に耳を傾けることができない社会福祉協議会、協働活動のコーディネート役を果たせない社会福祉協議会、ボランティア活動の振興を怠った社会福祉協議会は、その存在価値を失います。

決して、周南市社会福祉協議会において、社協職員としてのアイデンティティが低下した

わけではありません。組織の体制が、本来の社協活動を実践していくに相応しい体制から遊離してしまっているのではないかと考えられます。さまざまな人や団体のニーズに応じて、さらには社会や時代のニーズに応じて、その人らしい暮らしや団体の活動を支援することができる、すなわち、地域住民の声をしっかりと受けとめ、真に地域福祉推進の中核的団体として機能することのできる組織体制づくりが、喫緊の課題だと思われます。

イ 『チーム、社協。』の実践

周南市社会福祉協議会は、この計画づくりと時期を同じくして、『チーム、社協。』プロジェクトを立ち上げ、社会福祉専門職としての行動哲学の再確認作業を行いました。職員一人ひとりが、なぜ社会福祉に従事しようと思ったのか、なぜ社会福祉協議会で働いているのか、何時も弱い人の立場に立ってきたか、常に軸足を住民の側に置いてきたか、そして今後何をしていくべきなのか、何をしなければならないのか、皆でふりかえり、皆で考え合いました。

社会福祉協議会は、関係機関や思いを共有してくださる方々と手を携えて、住民のすべての皆様が、その人らしく安心して暮らせる地域社会づくりを使命とする民間団体です。そうしたまちづくりに関わることのできる職業に就いていることを、誇りに、そして幸せに思います。一人ひとりが社会福祉専門職であることを今一度胸に刻むとともに、皆様の思いのこもった会費や寄付金、税金を使わせていただいていることを再度認識し、住民の皆様とともに汗を流しながら、地域福祉活動計画を実現させていきたいという強い気概を全職員が有していることを、『チーム、社協。』プロジェクトで確認しました。

戦後の混乱期の中で、知的障がい児などの入所・教育・医療を行う近江学園を創設し、「障がい者福祉の父」として知られる糸賀一雄氏は、『制度がないから、条件がないからと言って目の前の問題を放置してはならない。問題の自覚者は、解決の責任者なのだ。』という言葉を残しました。社会の中の問題に気づいた者は、たとえどんな困難があろうとも、その解決に向けて行動する責務がある、との意です。私たち周南市社会福祉協議会のすべての役職員は、地域の中にある少なからぬ課題に気づきました。今、私たちは、その課題の解決のために皆で行動していくことを誓いたいと思います。

いよいよ、実践です。周南のまちを、「つながり」と「絆」で満たします。一層の叱咤激励をいただきますとともに、今後とも益々のお力添えを賜りますようお願いいたします。